

臓器機能障害者
旅費助成について

島外の医療機関において臓器移植手術を受ける方に対し、旅費の一部が助成されます。

●対象者

手術を島外の医療機関で受ける方及び臓器提供者で、本町に1年以上住所を有する方。ただし、町税及びその他の税外収入金を滞納している方は対象となりません。

●助成額

航空運賃及び船舶運賃と3泊までの宿泊料を対象者1人に対し、250,000円を上限とし助成します。

【お問合せ先】

保健福祉課 内線122

鹿児島県男女共同
参画週間について

鹿児島県は、県民の皆さんに男女共同参画についての関心と理解を深めてもらうために、7月25日から31日までの1週間を「男女共同参画週間」と定めています。

皆さんがいる環境では、「性別にかかわらずなく」その個性と能力を十分に発揮すること

ができていますか。この週間を機会に、「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会」について、もう一度よく考えてみましょう。

【お問合せ先】

県民生活局男女共同参画室
電話 099-2286-2634

NHK学園受講者募集中!

●名称 生涯学習通信講座

●概要

NHK学園には、趣味・教養から語学・資格まで、幅広いジャンルの講座が20コース以上あります。通信講座で新しい趣味・スキルを身につけてみませんか。

●受講期間 3か月〜1年

●募集対象 一般

●申込方法

ご請求により案内書を送付します。電話・FAX・ホームページからお申し込みください。

【お問合せ先】NHK学園
〒186-8001

東京都国立市富士見台2-36-2
電話 045-572-1315
FAX 042-574-11006
http://www.n-gaku.jp/11fe

知っていますか? 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉増進と建設業を営む中小企業の振興を目的と

して設立された退職金制度です。掛け金は日額30円です。●国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。●経営事項審査で加点評価の対象となります。

●掛金の一部を国が助成します。

●掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

●事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

●ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、ご覧ください。

【お問合せ先】建退共鹿児島支部
電話 099-2257-9216

夏休み「霧島森の学校」
霧島の森で、思いつきり
自然体験をしよう

●期日 8月7日(日)〜9日(火)

●場所 県立霧島自然ふれあいセンター及び周辺

●内容 キャンプ活動・沢登り・星空観察・クラフト活動等

●募集対象 小学校3年生〜6年生

●申込み 参加申込書を学校で受け取るか、当センターホームページから印刷し、必要

事項を記入・押印の上、メール、郵送又はFAXでふれあいセンターへ申し込んでください。●募集定員 50名
(応募多数の場合は、抽選になります。)

●参加費 4,000円
(食事代・保険料等)

●締切り 7月19日(火) 必着

【お問合せ先】
県立霧島自然ふれあいセンター
〒899-6603
霧島市牧園町高千穂三六一-1
電話 099-5178-2815
FAX 099-5178-2858
E-mail:k-fureai@pref.
kagoshima.lg.jp

通貨・証券等返還について

税関では、終戦後、外地から引き揚げた方々からお預かりした次の通貨や証券類をお返ししています。

①終戦後、外地から引き揚げた方々から、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券など。

②外地の集結地において、総領事館、日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち、その後日本に返還されたもの。

お預かりした通貨等の半数以上は返還のお申し出がなく、現在も税関に保管されたままになっています。

これらの返還については、ご本人だけでなく、ご家族の方も請求することができます。お心当たりの方は、税関へお問い合わせください。

【お問合せ先】

長崎税関監視部統括監視官
電話 0120-828-680
ホームページもご覧ください
http://

www.customs.go.jp/nagasaki/

町指定金融機関の窓口
営業時間の変更について

8月1日(月)より、町指定金融機関(JAあまみ)の役場庁舎内の公金取扱所窓口営業時間を午前8時30分から午後4時までと変更します。各種税金等の納入の際は、ご注意ください。なお、ATMについては、現行通り午前9時から午後5時15分までご利用できます。

【お問合せ先】

JAあまみ知名事業本部
電話 93-2155

労働に関する無料相談会の開催

県労働委員会では、職場のトラブルに関し、県労働委員(弁護士等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員(会社経営者)が相談に応じる無料相談会を開催します。労働者、事業主のどちらからでも、お気軽にご相談ください。